

今年度の保健目標

- * う歯・歯石の治療をしよう
- * 生活の習慣を見直おそう

保健室の利用について

- * 保健室では内服薬の提供はできません。必要な薬は各自で持参・管理をお願いしています
- * 緊急時の場合、確実に保護者の方に連絡が付きやすい方法をお子様と相談しておいてください。

学校三師

- * 学校医 定梶裕司 氏
- * 学校歯科医 星野伸也 氏
- * 学校薬剤師 日吉 芳弥 氏

学校感染症について

学校は集団生活を営む場ですので、うつる病気（感染症）については法律で他の生徒への幹線の恐れ我にと医師が判断するまで出席停止と決められています。感染症の診断を受けられましたら、至急、担任または保健室に連絡してください。（病欠証明書・または診断書の提出が必要になります * 文書料は病院によって異なります）

（別紙 病欠証明書）

インフルエンザの出席停止期間について (H24.4 改訂)

*発症後5日が経過していること（発熱を持って発症とする）

*解熱後2日が経過するまで

発症後	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校×	登校×	登校○	登校○
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校×	登校○	登校○
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校○	登校○
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校○
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目

*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません

スポーツ振興センターの災害共済給付制度

学校教育活動中の災害には医療費・見舞金等が支払われます。いろいろなケースがありますので、学校災害が疑われる場合は保健室までご連絡ください。必要な書類等をお渡しします。

【注意】

- * 全ての医療費が支払われるわけではありません。
- * 他の法令の規定により療育費の支給、または補償費を受けた時は給付金の調整があります（二重請求を防ぐため病院・薬局の領収書の提出をお願いしています）。

ケガの種類や医療機関や治療用装具等により書類が異なりますので、わからないことがありましたら、保健室に問合せください

保健委員会について

研究

- ・保健に関するテーマを選び、アンケートによる意識・実態調査、専門家の話をまとめて生徒保健推進講習会、門高祭で発表

クリーン週間

- ・年3回の清掃点検

検診等の補助

- ・健診器具の準備・後片付け
- ・カードの回収
- ・風邪の罹患調査

生徒保健委員会の研究テーマ

年度	テーマ	内容
H27年度	磨こう！ 私たちの「生活力」	「生活・家事スキル」「健康管理スキル」について全国調査結果と比較。ナイフや包丁でリンゴの皮をむける生徒はどれくらいいるのか…
H26年度	LINE について	LINE を利用している生徒は何%？ラインの友達登録数など実態を調査。なりすまし事件やリベンジポルノについて注意喚起。
H25年度	本校生徒のアレルギーの実態について	アトピーや花粉症、喘息などアレルギー疾患で困っている生徒の実態調査。苦痛をやわらげるためにできることを学校医にインタビュー。